

令和5年度 第4回 常任理事会

日時：令和5年11月16日（木）
午後4時00分～5時00分
会場：板橋法人会館3階会議室

常正
任副
理事
会
長

森田、武居、
姫野、瓜生、山上、奥積、
須藤、吉田、高津、坂口、松坂

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：武居総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 審議事項

- (1) 令和6年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料1】
- (2) 令和6年度予算編成方針の検討【資料2】
- (3) 令和6年度事業予算概要書の提出について【資料3】

2. 各委員会報告

- (1) 総務委員会所管事業【資料4】・・・＜武居 委員長＞
- (2) 事業研修・税制委員会所管事業【資料5】・・・＜奥積 委員長＞
- (3) 厚生委員会所管事業【資料6】・・・＜姫野 委員長＞
- (4) 組織・広報委員会所管事業【資料7】・・・＜瓜生 委員長＞
- (5) 社会貢献委員会所管事業【資料8】・・・＜山上 委員長＞

3. 各ブロック報告

- (1) 第1ブロック・・・＜松坂 ブロック担当常任理事＞
- (2) 第2ブロック・・・＜須藤 ブロック担当常任理事＞
- (3) 第3ブロック・・・＜高津 ブロック担当常任理事＞
- (4) 第4ブロック・・・＜坂口 ブロック担当常任理事＞
- (5) 第5ブロック・・・＜吉田 ブロック担当常任理事＞

4. 報告事項

- (1) 加入増強報奨金支給規程の一部変更について【資料9】
- (2) 板橋交通安全協会への加入について
- (3) 利益相反取引の報告【資料10】
- (4) 板橋製品技術大賞について【資料11】
- (5) 区長及び議長に対する税制改正要望活動【資料12】
- (6) 板橋Cityマラソンについて【資料13】
- (7) 執行状況調書（9月末）について【資料14】
- (8) 納税表彰式への出欠状況【資料15】
- (9) 板橋区簡易型BCP導入に向けての進捗状況について【資料16】
- (10) 税理士会からの依頼事項について【資料17】
- (11) 次年度の総会日程について（11/16～20 会場抽選日）
⇒ 令和6年6/3～7・11のいずれかを確保予定
※令和6年6/12 東法連通常総会
- (12) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料18】

5. 連絡事項

6. その他

Ⅲ. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	12月14日（木） 16:00～17:00	法人会館3階会議室
ブロック別支部長会	12月19日（火） 17:00～17:15	よし邑
理事会	12月19日（火） 17:15～18:00	よし邑
情報交換会(忘年会)	12月19日（火） 18:00～	よし邑
正副会長会	1月11日（木） 16:00～17:00	法人会館3階会議室
常任理事会	1月18日（木） 16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	2月8日（木） 16:00～17:00	法人会館3階会議室

新年賀詞交歓会	1月22日（月） 18:00～20:00	板橋区立文化会館
---------	----------------------	----------

Ⅳ. 閉 会

公益社団法人板橋法人会 令和6年度事業の基本方針及び主要事業計画の検討

令和5年度 事業計画	令和6年度 事業計画（案の作成と検討）
<p>I 基本方針 板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいりました。 コロナ禍も収束を迎え、前年度以上の活動が期待できる令和5年度に関しては従来通り法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、行政との共催・賛同・提携による公益事業、地域に対する社会貢献事業、会員相互の共益事業、会員への福利厚生事業を推進してまいります。 さらに、組織基盤を強化するための会員増強、公益法人としての運営の更なる透明性の充実に努めてまいります。 令和5年度に関しましては、当然感染への対策は取りながらも制限解除を前提にコロナ前の活動規模を取り戻し、翌年度以降の更なるステップアップへ繋げる年度と位置付け、コロナの経験を活かした活動を進めてまいります。</p> <p>II 主要施策 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策 公益社団法人として会員、一般企業、地域住民を対象とする税に関する知識普及ならびに納税意識向上につながる事業の展開を図る。 税に関する説明会・講習会についてはテーマもタイムリーなものを選んで実施する。 引き続き将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動を実施する。税を考える週間に合わせて関係団体と連携して実施している「税をテーマとした川柳コンクール」に関しては板橋区からの応募が減少している実態を鑑み区民特別賞等を設定するなどして区民からの応募の増加を図る。 e-Tax及びeLTAXについては更なる利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。 税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。 広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。 また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。</p>	<p>I 基本方針 板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいりました。 令和5年度より本部、支部、部会の行事内容も、ほぼコロナ禍前の行事内容に戻り、活発な活動を展開してまいりました。 令和6年度につきましても、法人会の原点である「税」に関する活動を中心に据えつつ、行政との共催・賛同・提携による公益事業、地域に対する社会貢献事業、会員相互の共益事業、会員への福利厚生事業を主たる柱として推進してまいります。 退会防止策として、会員であるメリットを分かり易くアピールし、新規入会者増加に努め、入会者を紹介した会員に対しては、報奨金制度の改善をすることにより、これまで以上の会員増強運動が進むようにいたします。 また、公益法人として求められている運営の透明性については、さらに充実させていくようにいたします。</p> <p>II 主要施策 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策 公益社団法人として会員、一般企業、地域住民を対象とした税に関する知識普及並びに納税意識を高める事業を展開する。 法人会館会議室を使用して説明会・講習会を開催する。 将来を担う児童・生徒に対して従来より実施している租税教育については引き続き注力していく。 税を考える週間に合わせて、関係団体と連携して実施している「税をテーマとした川柳コンクール」については、区民からの応募を増やすべく、令和5年度に区民特別賞を設置したが、引き続き区民に関心を持ってもらえるよう注力する。 e-Tax及びeLTAXについては更なる利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。 支部で開催している税の知っ得塾については、引き続き全支部で開催できるように努力する。 支部研修会では、移動の時間を利用して税関連のDVD視聴による研修も実施する。 全法連で実施している税制改正に関する提言については、これまで通り区長、区議会議員には面談（国会議員には郵送）で実施する。 広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページを更に充実し、会員のみならず広く一般に対しても税の啓発活動を始めとする公益性の高い情報を発信していく。 板橋区が開催するイベントに関しては参加して税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開して法人会の知名度を高めていく。</p>

2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員のみならず一般の企業をも対象とする研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、会館会議室を使用する小規模なものから、文化会館・グリーンホールを使用しての中規模・大規模なもの、さらに Web 配信を導入するなど、講師・対象者も多様化して様々なニーズに応えられるものを企画する。

従来通り、板橋区及び他の団体とも連携して、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

地域の発展や地域住民に貢献することは公益社団法人として必須事項であり、これまで以上の活動が求められ、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、引き続き団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、感染対策を十分にとったうえで安全な開催に努める。

また、板橋区と連携して実施している子育て支援事業に加え、対象を子育て世代以外も広げて実施する。

さらに、地域の活性化のため、法人会全体として板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動にも取り組む。

社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

人と人とのつながりを作り、深めていくためにコロナ禍で培ってきた感染防止対策を十分に踏まえたうえで様々な交流の場を設定する。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場を積極的に提供していく。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠である。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業については一昨年・昨年に実施したキャンペーンでの活動を継続し保険受託会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの労働保険事務代行サービスなどを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールと

2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員のみならず一般企業も対象とした研修や講習会、セミナーを企画して開催する。小規模な物であれば会館会議室、中規模・大規模なものであれば文化会館・グリーンホール・アクトホール等使用し、Web 配信を含め様々なニーズに応えられるようにする。

ホームページ、広報誌への折り込み等に他団体と連携して実施するイベントの紹介等活動を広く知らしめるようにする。

これまで通り、板橋区及び他の団体とも連携の上企業に対して有益なサービスを提供していくことにより会員及び一般企業の法人会に対する満足度を高めていく。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

地域発展のために努力したり、地域住民に貢献していくことは、公益社団法人として必須事項である。中小企業単独では難しい、企業の社会的責任（CSR）を果たすために、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

BCP（事業継続計画）を策定し、災害時等に会員、非会員を問わず、法人会館を帰宅困難者のための施設等として活用することも検討する。

板橋区子ども家庭部と共催している子育て支援事業については、子育て世代が対象となっているが、子育て世代以外にも対象を拡げて、幅広い世代を対象とする事業を企画していく。

また、法人会全体として板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に、これまで以上に取り組んでいく。それぞれの支部・部会単体のみではなく、ブロック単位、複数の支部・部会のコラボでの社会貢献活動も創設していく。

会員企業が単独では実施することが難しい、社会貢献活動を実施していくことで法人会の社会的な存在感を高めていく。この充実感で会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業は、法人会組織の特性であるが、長期にわたるコロナ禍においては、研修事業を中心に事業実施を継続できた一方で、事業規模の縮小を迫られた事業もあり、会員の満足度に影響したと思われる。

新規加入の会員に支部、部会そして本部、東法連（ブロック・全体）、全法連それぞれの組織について、分かり易い説明を実施することはもちろん、既存会員に対しても広報誌、ホームページ等で周知することとする。

また、会員同士の情報交換会、税務署など関係機関との意見交換会など、様々な催しを開催することによる異業種交流により、会員企業が活性化することをめざしていく。

5 会員の福利厚生に資するための施策

各種福利厚生制度については、前年度の利用実績をもとに、会員が実際に利用しやすい、利用率の高いものに随時検討の上、メニューを入れ替えていく。

レジャー施設等の割引斡旋、医療機関の一日ドックの紹介など、日々内容・技術が更新されていくものについては、会員への説明が十分にできるようにする。

会員企業の経営安定に資する経営者大型総合保障制度、保険共済事業については、引き続き保険受託会社と連携して、会員企業の加入率を高めていきたい。

また、全法連・東法連が斡旋しているサービスについては、従来も説明しているが、より分かり易い説明を加え、利用率を上げることとしたい。

労働保険事務代行サービスについては、他に実施している単位会は無く、板橋法人会独自

して有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、可能な限り内容の充実を図ったうえでより効果的な事業執行に努める。

6 その他、目的を達成するために必要な施策

正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、現在当法人会に限らず全国的に会員の減少が進んでしまっている現状に対し、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館については、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

- ①新設法人説明会
- ②決算法人説明会
- ③法人税申告書・決算書の書き方講習会
- ④税の知っ得塾
- ⑤租税教室
- ⑥支部研修会

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

- ①e-Tax・eLTAXの促進
- ②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進
- ③広報誌等による税情報の発信
- ④税を考える週間実施事業（税をテーマとした川柳コンクール）
- ⑤イベント協働事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出（全国大会）
- ②全国青年の集い
- ③全国女性フォーラム

2 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記講習会
- (2) 税務・労務・経営・経営支援・無形（知的）財産・行政手続支援相談
- (3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」
- (4) 夏期研修会
- (5) 実務セミナー
- (6) いたばし産業見本市ものづくりセミナー
- (7) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金無料相談会
- (8) 環境関連事業

の会員向けサービスとして評価を受けている。

効率的な業務運営につとめて、より良いサービスを提供できるものにしたい。

6 その他目的を達成するために必要な施策

正副会長会をはじめとする各種会議を通じて役員相互が情報を共有することができるよう、組織や管理体制を検証し必要に応じて改善する。

現在、当法人会に限らず全国的に会員の減少が進んでしまっている現状に対しては、積極的な加入奨励策を推進することはもちろん、会員の増えている単位会へのヒアリング、会員を増やす方策等、当会で取り入れられることは積極的に取り入れていく。

板橋法人会館については、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保するとともに、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営ができるよう、現在の法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び法人自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を実施する。

※Ⅲ 主要事業実施計画については基本的に変更なし

3 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 厚生講演会
- (2) チャリティーコンサート事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) イベント協働事業
- (5) 青年部会地域社会貢献事業
- (6) 女性部会地域社会貢献事業
- (7) 支部社会貢献活動
- (8) 地域講演会

4 会員の交流に資するための事業

- (1) 法律相談
- (2) 総会懇親会
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) 情報交換会
- (5) 新年賀詞交歓会
- (6) 役員懇談会
- (7) 会員増強功労者表彰
- (8) 会員増強活動用資器材調達
- (9) 支部共益活動
- (10) 青年部会共益事業
- (11) 女性部会共益事業
- (12) 源泉部会共益事業

5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) レジャー施設等割引利用斡旋
- (2) 宿泊施設利用割引
- (3) 各種健康診断
- (4) 経営者大型保証制度の普及推進（案内・周知）
- (5) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (6) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (7) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (8) 労働保険事務代行業務

6 その他、目的を達成するために必要な事業

- (1) 各種会議の運営
- (2) 規程等の整備
- (3) 情報開示の推進
- (4) 板橋法人会館賃貸業務

公益社団法人板橋法人会 令和6年度予算編成方針の検討

令和5年度 予算編成方針	令和6年度 予算編成方針（案の作成と検討）
<p style="text-align: center;">令和5年度事業 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染状況の縮小後の活動再開にあっても、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源として見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">令和6年度事業 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和6年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスに関しては5類へ変更されたが、新たな感染症などが起こりうることを念頭に置いてコロナ禍で実施した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源として見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和5年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和5年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>

【案】

資料3

令和5年11月16日
常任理事会資料

委員長各位
部会長各位

公益社団法人板橋法人会
会長 森田 稔

令和6年度事業予算概要書の提出について

日頃から、当法人会の活動にご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、先般開催いたしました正副会長会において、別紙のとおり令和6年度における事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針を決定いたしました。

その基本方針では、法人会の「理念」を実現するため、板橋法人会としての基本的な姿勢や考え方を示しています。また、主要施策では、基本方針で示した考え方や方向性にそって、理念を実現するための事業について、施策として体系的に整理し、その目的や手段などを示しています。さらに、予算編成方針では、委員会及び部会が、基本方針や主要施策に沿って事業を検討する際に、より具体的に検討するための指針を示しました。

各委員会及び各部会におかれては、正副会長会で決定した基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の趣旨を十分に踏まえ、令和6年度の事業を検討し、下記により事業予算概要書の提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた事業予算概要書は、正副会長会（委員長会議）において、総合的に調整させていただき、そのうえで、事業計画案及び収支予算案としてとりまとめ、理事会に付議することになります。

記

1. 基本方針及び主要施策並びに予算編成方針 別紙のとおり

2. 提出書類

(1) 令和6年度公益社団法人板橋法人会事業予算概要書 1部

※令和5年度の内容を記載した事業予算概要書(3/28第5回理事会承認)を添付しています。

この書式に、検討内容を反映させて提出してください。

(2) 作成方法

- ①基本方針及び主要施策並びに予算編成方針に基づき、委員会及び部会において、具体的な事業を検討してください。
- ②委員会及び部会で検討した内容を(5)で示す事業の体系順に整理してその事業の内容を記載してください。
- ③新たに実施するとした事業は、新たな行に追加してください。また、中止する事業は、当該事業の増減説明欄に「中止」と記載してください。

(3) 提出期限 令和6年1月31日(水)

(4) 提出先 公益社団法人板橋法人会事務局 各委員会及び部会担当者

(5) 事業の体系

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業 公1
 - (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- 2 地域企業の健全な発展に資する事業 公2
- 3 地域社会への貢献を目的とする事業 公3
- 4 会員の交流に資するための事業 共益
- 5 会員の福利厚生等に資する事業 共益
- 6 その他目的を達成するために必要な事業 法人 収益

3. 今後の日程

No.	実施日	実施項目	実施内容
1	5年11月	正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の決定、提示
2	5年11月 ～6年1月	各委員会	委員会・部会ごとに個別事業計画と予算案の検討、決定
3	6年1月末	事業予算概要書提出	委員会・部会で検討した事業予算概要書を事務局に提出
4	6年2月 ～3月	正副会長会	事業計画及び予算案の総合調整 事業計画及び予算案の承認
5	6年3月	常任理事会	事業計画及び予算案の承認
6	6年3月	理事会	事業計画及び予算案の承認
7	6年3月	会計事務説明会	支部決算報告の手順と次年度支部予算書の書き方の説明
8	6年3月末	東京都への報告	監督官庁である東京都に事業計画と予算案を提出
9	6年6月	通常総会	事業計画及び予算の報告

令和5年度 総務委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

- 役員及び委員構成員の選任または、委嘱に関する事項
- 定款、支部運営規則、その他諸規定及び改廃に関する事項
- 理事会及び各委員会の連絡調整に関する事項
- 政府諸機関、地方公共団体、その他の団体との連絡・交渉に関する事項
- 事務局に関する事項
- 予算及び決算に関する事項

- 会費、積立金等に関する事項
- 予算の支出認証に関する事項
- 財産の管理に関する事項
- 支部会計に関する事項
- 他に属さない事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
法人会運営	1	正副会長会	法人の運営に関する重要事項を審議	法人	定期開催(毎月・第2木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長	開催数:7回 開催日:4/13・5/10・6/7・7/13・8/10・9/21・10/11
	2	常任理事会	理事会の審議事項の検討	法人	定期開催(奇数月・第3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事	開催数:3回 開催日:5/18・7/20・9/21
	3-1	理事会	第1回(決算承認理事会) ・通常総会、事業報告、計算書類等の承認	法人	5月25日(木)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、理事、監事	
	3-2		第2回(臨時理事会) ・代表理事1名選定、業務執行理事選定		6月13日(火)	板橋区立文化会館 小ホール		
	3-3		第3回 ・各委員会の委員の委嘱 ・顧問、相談役及び参与の推薦		6月27日(火)	板橋区立文化会館 大会議室		
	3-4		第4回 ・業務執行状況報告		8月2日(水)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-5		第5回 ・業務執行状況報告		9月29日(金)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-6		第6回 ・業務執行状況報告		12月19日(火)	よし邑		
	3-7		第7回(予算承認理事会) ・事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認		6年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室		
	4	ブロック長会議	支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図る	法人	年度内2回 6年1月・未定 →事業廃止	板橋法人会館 3階会議室	会長、総務担当副会長、副会長 ブロック長及び支部長	8/10正副会長会でブロック長会議の廃止が決定
	5	顧問・相談役・正副会長会	法人会の事業運営について報告終了後、懇親会を開催	法人	—	—	顧問、相談役、会長、副会長 会費5,000円	令和6年度は改選期ではないため実施しない
	6	監査会	理事の職務の執行、計算書類及び事業報告等の監査	法人	5月17日(水)	板橋法人会館 3階会議室	監事、総務委員長、会長、顧問税理士	
	7-1	通常総会	第1部 会員増強表彰式 第2部 総会	法人	6月13日(火) 16:00~17:30	板橋区立文化会館 2階小ホール	正会員、来賓	総会参加者218名(会員175、来賓23、受託会社15、事務局5) 委任状2,008名
	7-2		懇親会【通常総会終了後】		6月13日(火) 18:00~19:30	板橋区立文化会館 4階大会議室	会員、来賓300名 会費5,000円	懇談会参加者195名(会員153、来賓22、受託会社15、事務局5)
	8	全体委員会	役員に委嘱状を交付 意見交換会を実施	法人	6月27日(火) 18:00~20:30	板橋区立文化会館 4階大会議室	会長、副会長、常任理事、監事、全委員	例年、隔年(改選期)に開催していたが、令和4年度から毎年開催する 当日出席49名
	9-1	委員会	総務委員会	法人	適宜開催	板橋法人会館 3階会議室	委員長、副委員長、委員	第1回・5月9日(火)16:00~17:00 第2回・9月7日(木)16:00~17:00 第3回・11月28日(火)16:00~17:00(予定)
	9-2		事業研修・税制委員会		適宜開催			第1回・7月18日(火)17:00~18:00 第2回・10月4日(水)17:00~18:00
9-3	厚生委員会		適宜開催		第1回・7月14日(金)17:30~18:30 第2回・9月11日(月)17:00~18:00 第3回・11月6日(月)16:00~17:00 第4回・1月12日(金)16:00~17:00(予定)			
9-4	組織・広報委員会		適宜開催		第1回・7月10日(月)16:00~17:00 第2回・8月22日(火)16:30~17:30 第3回・10月2日(月)16:30~17:30 第4回・12月18日(月)16:00~17:00(予定)			
9-5	社会貢献委員会		適宜開催		第1回・8月4日(金)16:00~17:00 第2回・10月5日(木)16:00~17:00 第3回・12月21日(木)16:00~17:00(予定)			
10	会計事務説明会	支部決算報告の手順と次年度支部予算書の書き方を説明	法人	6年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	支部長、会計責任者		
11	情報交換会	理事会(年末開催)終了後、情報交換会(忘年会)を開催	共益	12月19日(火)	よし邑	理事会出席者 会費3,000円		
12	新年賀詞交歓会	地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換、並びに旧交をあたためるため開催	共益	6年1月22日(月)	板橋区立文化会館 大会議室	会員、来賓約300名 各支部・部会出席人数(案)=役員数の4割程度 R5新規会員招待	会費(案)5,000円	
渉外事業	13	板橋税務署との意見交換会	板橋税務署の人事異動に伴う、名刺交換と意見交換会	共益	9月29日(金) 理事会終了後	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、理事、監事、顧問、相談役、参与、税務署幹部職員	
	14	税務関係六団体長会議	各団体の事業計画の発表、意見交換会	法人	年6回開催	板橋税務署	会長、事務局長	令和5年 4/28・6/16・9/4 ・10/16・12/5 令和6年 1/11
	15	税務懇談会	税務関係六団体が主催 税務署の人事異動に伴う意見交換会	法人	8月3日(木)	板橋区立文化会館 大会議室	税務署幹部職員 税務関係六団体	当日出席(法人会)26名
	16	第4ブロック合同会議	第4ブロックの法人会が集合し、意見交換及び交流会を開催	法人	11月27日(月)	ホテルカデンツァ 東京	正副会長	幹事・練馬東法人会
公益事業	17-1	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	地元国会議員並びに地元自治体に対する要望活動	公1	11月8日(水)(議長) 12月4日(月)(区長)	地元国会議員 区長、区議会	会長、総務委員長、事業研修・税制委員長	
	17-2		全法連全国大会への参加 税制改正要望大会への参加	公1	10月18日(水)	群馬県高崎市 高崎芸術劇場		
	18	ものづくり・商業・サービス業革新補助金無料相談会	国会で可決される令和5年度補正予算の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、本補助制度の申請に必要な情報提供や計画書作成支援に取り組むため、公益財団法人板橋区産業振興公社と連携し、法人会館会議室を使用して中小企業診断士を相談員として無料相談会を開催 ※中小企業診断士に対する経費は公益財団法人板橋区産業振興公社が負担	公2	6年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般(非会員)	
19	職業体験事業	板橋区教育委員会と交わした覚書に基づき、中学生の職業体験事業を実施	公3	通年(学校と調整)	体験受入れ法人	区内中学生		
収益事業	20	板橋法人会館の賃貸業務	板橋法人会館の一部を貸して、それによる収入を法人会の事業活動の財源にあてる。	収1	通年	—	一般	
	21	労働保険事務代行業務	労働保険事務組合として、厚生労働大臣の認可を受け、中小事業主等が行うべき労働保険の事務手続きを代行して行う。	収1	通年	—	会員	
他	20	支部研修会	支部ごとまたは、合同開催(ブロック単位・複数支部等々)により研修を行う。	公1 共益	適宜開催	支部が設定	会員、一般(非会員)	[実施済]第1支部・第2支部・第7支部・第8支部・第12支部・第13支部・青年部会 [実施予定]第3支部・第4支部・第6支部・第9支部・第16支部・第17支部

令和5年度 事業研修・税制委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 中小企業の健全な発展、経営力アップを目的とした講演会、研修会等の企画、実施に関する事項
2. 税制及び税務に関する事項
3. 税制改正及び税務行政に対する要望意見、提言に関する事項
4. その他、研修・税制に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考		
事業 研修 事業	1	簿記講習会	簿記の初歩と経理の基本知識、仕訳など初心者を対象に指導する。また簿記一巡の手続、日常取引の仕訳など経理の実務に関する講習会。	公2	6/8～7/6 【全5回】 各回18:30～20:30	板橋法人会館 3階会議室	会員(2,000円)、 一般(3,000円)	【実施済】 申込者: 会員14名、一般3名、合計17名		
			①やさしい簿記(Ⅰ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 奥積 理香 氏					9/7～10/17 【全6回】 各回18:30～20:30	会員(2,000円)、 一般(3,000円) ※テキスト 代別	【実施済】 申込者: 会員14名、一般1名、合計15名
			②やさしい簿記(Ⅱ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 前田 大輔 氏							
	2	講演会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に講演会を開催する。 ・研修会 演題: 「他人も自分も自然に動き出す“最高の共感力”」～カリスマ広報マンが吉本興業で学んだコミュニケーション術～ 講師: 謝罪マスター/著述家 竹中 功 氏	公3	10/19(木) 15:30～17:00	ホテルメトロポリタン	会員、一般	【実施済】 研修会: 114名 役員懇談会: 103名		
	3	役員懇談会	法人会役員が一同に会し、懇親と交流を深める。	共益	10/19(木) 17:30～	ホテルメトロポリタン	支部・部会役員			
	4	実務セミナー	中小企業を対象に企業のさらなる成長・発展に向けた戦略構築及び問題解決に向け、企業の活性化及び円滑に経営を進めるためのセミナーを数回開催。 ①中小企業の経営戦略セミナー 演題: 『アフターコロナにおける金融機関が見る融資審査のポイントと事業計画の立て方』 講師: (一社)板橋中小企業診断士協会 中小企業診断士 大東威司氏 日本政策金融公庫 上席課長代理 狩野 健二氏 ②年末調整講習会 講師: 板橋税務署	公2	①12月1日(金) 17:00～19:00 ②11月17日(金) 15:00～17:00	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	①募集中 【資料14-2】参照 ②会員27名		
	5	法人税申告書・決算書の書き方講習会	初めて書く方を対象に、法人税申告書・決算書の書き方を指導する講習会。 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 安井 教雄 氏	公1	11/9～12/21 【全7回】 各回18:00～20:00	板橋法人会館 3階会議室	会員(3,000円)、 一般(5,000円) ※テキスト 代込み	【実施中】 会員14名、一般1名、合計15名		
6	税務、労務、経営、経営支援相談	税務、労務、経営、経営支援、無形(知的)財産※、行政手続支援の相談等についての疑問などの相談窓口の場を提供する。 ※税務相談の記帳指導及び無形(知的)財産相談は会員限定	公2	通年 【事前予約制】	板橋法人会館 4階役員室	会員/ 一般(5,000円)				
7	インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」	「正しい税知識の普及活動」「社会貢献活動」「経営支援活動」等の推進に有効なツールとして、インターネットによるセミナー配信サービスを導入。 ※セミナーDVDレンタルサービスもあり	公2	通年	板橋法人会 ホームページからリンク	会員 (※一部一般公開あり)				
税制 事業	8	税を考える週間協賛事業「税をテーマとした川柳コンクール」	税をテーマとした川柳を募集し、税金への関心を持ってもらうことを目的として実施する。 ※選句数は一般・ジュニア合わせて100選とする。	公1	6/1～9/30まで	区内小中学校 他	会員、一般	【募集終了】 一般 8,820句 ジュニア 1,682句 総計 10,502句		
	9	税の知っ得塾	税理士(東京税理士会 板橋支部)を講師として「経営に役立つ税の情報」を得ることのできる研修会を開催する。 併せて、支部会員及び非会員との交流の場として、懇親会を開催する。	公1	12月末までに実施	各支部 近隣施設	支部会員、 一般	【資料14-3】参照		
	10	新設法人説明会	新しく設立した法人に対して、留意すべき税金その他の事項について、税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 東京税理士会板橋支部、板橋法人会・青年部会・女性部会等	公1	通年 【年6回】	板橋法人会館 3階会議室	一般			
	11	決算法人説明会	決算を迎える法人に対して、正しい決算と申告のためのチェックポイント、改正税法の活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて、板橋税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 東京税理士会板橋支部、板橋法人会	公1	通年 【年14回】	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般			

アフターコロナにおける

「金融機関が見る融資審査の ポイントと事業計画の立て方」

融資を支援する側と受ける側の視点から学べます！

参加
無料

日 程

2023年 12月 1日 (金)

時 間

17:00~19:00 (開場16:30)



第1部

(40分)

一般社団法人板橋中小企業診断士協会 中小企業診断士 大東 威司 氏

融資を受けるためには事業計画の立て方が極めて重要です。助成金や補助金制度、利子補給制度などにも触れ、融資成功の秘訣を伝授！

第2部

(40分)

日本政策金融公庫 板橋支店 上席課長代理 狩野 健二 氏

審査する側はどこをみる？融資審査のポイントや事業計画の考え方をアドバイス！

質疑応答 事業計画や融資、助成金などのお悩みにお答えいたします。

会 場

板橋法人会館3階 会議室 (板橋区氷川町39-2)



お申し込み先 < 板橋法人会事務局 FAX : 03-3964-2255 >

お問い合わせ：公益社団法人板橋法人会事務局 ☎03-3964-1413

※ホームページからお申し込みも可能です

中小企業の経営戦略セミナー 参加申込書

いずれかに○をつけてください。

お名前

区分

板橋法人会員 ・ 一般

事業所名

連絡先 (TEL)

FAX

令和5年度 税の知っ得塾

【資料5-3】
令和5年11月16日
常任理事会資料

支部 部会	支部長 部会長	月 日	曜 日	時 間	開催場所	電 話	テーマ	税理士会 出席者
								講師
1支部	萩原	9月5日	火	AM11:00	板橋法人会館 3階会議室	3964-1413	インボイス制度実施直前の総点検	田中千税
2支部	松島	7月26日	水	PM 4:00	板橋法人会館 3階会議室	3964-1413	相続時精算課税制度、暦年課税等の見直し	佐藤昭博
3支部	増淵	9月26日	火	PM 6:00	板橋法人会館 3階会議室	3964-1413	インボイス制度の最終確認	奥積賢一
4支部	浅川	7月3日	月	PM 5:00	板橋法人会館 3階会議室	3964-1413	インボイス制度について	坂田 覚
5支部	横田	10月26日	木	PM 6:30	小茂根一丁目集会所	なし	電子帳簿保存法とインボイス制度等について	稲垣 啓
6支部	篠							
7支部	高橋	11月21日	火	PM 5:00	旬彩酒房 和楽	050-5494-5748	資金繰りを良くするために知っておくべき「銀行融資が受けやすくなる決算書のポイント」と「節税の観点からの決算書のポイント」について	小野聰司
8支部	山本	11月17日	金	PM 5:30	清水地域センター	3969-7564	インボイス制度、新NISAについて	奥積賢一
9支部	品川	9月7日	木	PM 6:00	志村坂上地域センター 2階	3969-7577	インボイス制度と電子帳簿に関する勉強会	亀石浩司
10支部	榊原	—	—	—	※8支部と合同	—	—	—
11支部	鈴木	12月6日	水	PM 5:00	かごの屋 高島平店	6915-7765	電子帳簿保存法 及び相続、暦年課税等の見直しについて	稲垣 啓
12支部	江口	10月27日	金	PM 6:00	仲蓮根会館	6671-1924	インボイス制度と電子帳簿保存法を理解して経理業務の効率を上げよう	鈴木英示
13支部	柴	12月8日	金	PM 5:30	中華料理 和唐西台店	5918-8870	インボイス制度のその後	未定
14支部	内田							
15支部	榎本	11月20日	月	PM 6:30	徳丸地域センター	3932-5370	・インボイス制度施行後の現状について ・電子帳簿保存法について	安井教雄
16支部	伊藤	12月16日	土	AM10:00	下赤塚地域センター 第2洋室	3938-5116	・インボイス制度施行後の現状について ・電子帳簿保存法について	安井教雄
17支部	金子	12月7日	木	PM 5:00	成増南振興会館（コスモホール）	3975-3566	インボイス制度について	佐藤昭博
青年部会 女性部会 合同	坂口 松坂	11月29日	水	PM 5:00	板橋法人会館 3階会議室	3964-1413	インボイス制度に関する実務上の 注意点	青木 学

【資料-6】

令和5年11月16日

常任理事会資料

令和5年度 厚生委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 会員の福利厚生事業の企画・実施及び推進に関する事項

2. その他、福利厚生に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益事業	1	地域講演会 (厚生講演会)	健康福祉の向上を図るための講演会。	令和6年3月 7日(木) or 11日(月)	板橋区立文化会館小ホール	会員、一般	※調整中
共益事業	2	サンシャインシティ サンシャイン水族館 前売りチケット	サンシャイン水族館の前売りチケットの販売 (割引補助あり) ~9月末、~3月末	通年	サンシャイン水族館	会員 〔1社: 半期5枚〕	
	3	東京ドームシティ 得10チケット	一般では販売していない東京ドームシティの各施設で利用できる得10チケットの販売。 一冊2,800円で販売。 有効期限: 4月1日~9月末、10月1日~3月末	通年	東京ドームシティ	会員 〔1社: 半期5枚〕	
	4	東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム	東京ディズニーリゾートの対象施設の割引。コーポレートプログラム利用券(500円割引補助)の発行。 お得な期間限定キャンペーンや宿泊施設の割引あり	通年	東京ディズニーリゾート	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間20枚まで〕	※1月~3月にお得なサンクスフェスティバルの実施
	5	天然温泉スパディオ 割引券及び割引補助券	板橋の天然温泉スパディオの割引券及び月ごとに利用可能な割引補助券の発行。	通年	天然温泉スパディオ	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	6	豊島園 庭の湯 割引補助券	豊島園 庭の湯の割引補助券の発行。〔平日、土日祝、特定日(GW お盆・年末年始) 料金あり〕	通年	豊島園 庭の湯	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	7	サンリオピューロランド パスポート 割引補助券	サンリオピューロランドのパスポートチケットの割引補助券の発行。	通年	サンリオピューロランド	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	8	東京サマーランド 1Dayパス 割引補助券	東京サマーランドの1Dayパスの割引補助券の発行。	春季(4/1~6/30)、 夏季(7/1~9/25)	東京サマーランド	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	9	ローソンチケット 割引補助券及びチケットサービス	ローソン・ミニストップ店舗内に設置している「Loppi」で映画、舞台、コンサート、スポーツ観戦、イベントなどの各種チケットを購入する際に利用できる利用補助券(500円)の発行。	通年	ローソン・ミニストップ店舗	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
			法人会員制チケットサービス「ローチケbiz+」 会員限定ホームページやメールマガジンにて利用可能。(要登録) ・チケット購入時のシステム利用料・発券手数料が無料 ・販売商品提供、チケット割引 ・本、映画鑑賞券、航空券、ツアー優待 ・レンタカーの「おでかけ優待プラン」	通年		会員	
	10	割引斡旋事業	●藤田観光リゾート 宿泊施設 ●ホテル椿山荘東京の割引 ●展覧会等のチケット 特別販売 (コンサート・イベントチケット含む) ●医新クリニックの脳ドック ●高島平中央総合病院ドック健診 ●板橋区内共通商品券の割引	通年 ※一部期間限定あり	各施設	会員	※期間限定の展覧会、コンサートなどチケット斡旋あり(広報誌やホームページにて周知)
	11	一日人間ドック (生活習慣病健診)	1日人間ドック型式の生活習慣病健診の実施。 ※全日本労働福祉協会の6月の受診者を対象とした栄養・運動等の保健指導(8/3)に実施。	通年 ※全日本労働福祉協会のみ6月及び1月実施	全日本労働福祉協会 愛誠病院 板橋中央総合病院	会員	
	12	PET-CT がんドック	総合東京病院のがんを早期発見できるPET検査を法人会員料金で提供。	通年	総合東京病院	会員	
			西台クリニックによるグランドコース、がん総合コース、PET-CTコースの割引。早期発見のために精度の高い検診を提供。会員特別割引で利用できる。	通年	西台クリニック	会員	
	13	全法連・東法連関連等の斡旋事業の普及推進	会員の福利厚生事業の一環として実施。 (福利厚生サービス(Audi JAPAN・レクサス等)、関東自動車共済及び東京都火災共済)	通年		会員	
	14	会員向け法律相談	会員向けの法律無料相談。※電話相談は休止。東法連の弁護士相談を利用する。	通年		会員	
	15	経営者大型保障制度の普及推進	大同生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環として実施。	通年		会員	
	16	経営保全プラン・ビジネスガードの普及推進	AI 損害保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環として実施。	通年		会員	
	17	がん保険制度の普及推進	アフラック生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環として実施。	通年		会員	
	18	貸倒保障制度(取引信用保険)の普及推進	三井住友海上 会員の福利厚生事業の一環として実施。	通年		会員	
19	ゴルフコンペ	支部部会対抗ゴルフ大会	令和6年3月4日(月)	武蔵丘ゴルフコース	支部・部会役員等		

令和5年度 組織・広報委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 組織の拡充強化に関する事項
2. 会員増強に関する事項
3. 広報紙発行に関する事項
4. 広報宣伝に関する事項
5. その他、組織・広報に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
広報事業	1	広報紙等による 税情報の発信	広報紙「法人いたばし」の製作並びに発送 <ul style="list-style-type: none"> ・「法人いたばし」を年4回発行し配布を行う。 ・夏号は13,500部を会員及び板橋区内の全稼働法人に発送する。 ・秋号、新春号、春号の3回は約4,500部を会員に発送する。 ・表紙写真を広く募集する。 	公1	夏号：7月28日 秋号：10月26日 新春号：1月25日 春号：3月29日	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	会員、未加入企業、 一般区民	来年度に向け、広報紙の発行回数について、引き続き審議。
	2		ホームページの運営し、法人会の情報を発信	公1	通年		会員、一般	リレープロジェクトの掲載料金について、引き続き審議。 オフィシャルホームページのTOP画像の変更について、案を作成し、次回委員会において審議。 法人会紹介動画の作成について審議を行う。
	3		SNSによる情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・Facebook ・Instagram 	公1	通年		会員、一般	
会員増強活動	4	会員増強功労者表彰	通常総会時に会員増強功労者を表彰	共益	6月		受賞者	
	5	会員増強事業	各支部における加入勧奨活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支部報奨金の支給基準である加入勧奨実績20ポイント標達成に向けて、年間を通じ会員増強活動を実施する。 	共益	通年	各支部	未加入企業	加入増強報奨金支給規程の一部変更。 加入増強支給規程を広報紙秋号に掲載し、キャンペーンとして全会員に会員増強を呼びかけた。
	6		会員（個人）における加入勧奨活動の実施	共益	通年		未加入企業	会員証（門標）の変更について、引き続き審議を行う。
	7		加入勧奨説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・各支部長及び会員増強担当者を一堂に会して、今年度の加入勧奨の活動方針を説明 	共益	未実施		支部長、 支部会員増強担当1名、 組織・広報委員	
	8		パンフレット「入会のご案内」の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙夏号に封入し、未加入法人を対象に配付する。 ・経営支援サービスや、福利厚生制度を中心に、入会することのメリットを分かりやすく掲載 	共益	法人いたばし夏号に封入し発送	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	未加入企業	入会のご案内のデザイン変更について、案を作成し、継続審議。
	9		新設法人説明会における加入勧奨の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・青年部会組織委員の協力による、法人会のPRスピーチを実施。 	共益	<ul style="list-style-type: none"> ・5月11日 ・7月5日 ・9月11日 ・11月13日 ・1月15日 ・3月18日 	板橋法人会館 3階会議室	未加入企業 (説明会参加者)	
	10		法人会アンケート調査システム	法人会アンケート調査システムの利用拡大に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙にチラシを封入（もしくは記事掲載）する。 	共益	通年		回答者：会員 閲覧：会員、一般

広報誌「法人いたばし 新春号」台割

表彰	表彰	板橋太郎 第5支部 支部長 横田省造	板橋太郎 第5支部 支部長 横田省造	新春のご挨拶 税務署長	新春のご挨拶 会長	表紙	新規加入者 ご紹介
							加入勧奨
							表紙について
							申告書シール
7	6	5	4	3	2	1	16
都税事務所通信	税務署だより	青年部会通信	源 定例講習会 (10/27) 12支部 知っ得 (10/27) 4支部 社会貢献 (10/29) 14支部 社会貢献 (10/29)	13支部 研修会 (9/30) 2支部 研修会 (10/1) 7支部 研修会 (10/5) 5支部 知っ得 (10/26)	区民まつり (10/21・22) 音楽のおくりもの (10/24) 産業見本市 (11/9・10)	研修会 (10/19)	意見交換会 (9/29)
							全国大会 (10/18)
						役員懇談会 (10/19)	やさしい簿記2 (9~10月)
15	14	13	12	11	10	9	8

令和5年度 社会貢献委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 企業の社会的責任を果たす地域社会貢献活動に関する事項
2. その他、社会貢献事業に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益目的事業	1	地域社会貢献事業 子どもわくわくフェスタ イベント協働事業	板橋区との協働で、子供の健全育成と子育て支援を応援する事業。 子供向けエア遊具【ファファ】を提供した。 開催2日目の日曜日は天気も良く大勢の方に来場いただいた。	公3	5月20日 ・21日	板橋区平和公園・ 板橋区立中央図書館 常盤台地域センター ホール 他	会員、一般区民	実施済み
	2	板橋花火大会 イベント協働事業	花火大会プログラムへの広告を掲載し、広く区民に法人会をPRする。	公3	8月5日(土)	荒川河川敷	会員、一般区民	実施済み
	3	地域社会貢献事業 板橋区民まつり 税のスタンプラリー	租税教育推進の一環として、区民まつり来場者である、小学生を対象に税金クイズによるスタンプラリーを行う。	公3	10月21日(土) ・22日(日)	法人会館前	会員、一般区民	9月8日(金) スタンプラリー打合せ会議を 税務署にて実施
	4	子育て支援事業 「音楽のおくりもの」	子育て支援の一環として地域の次世代を担う子供たち並びに子育てをしている親へ心癒される豊かな時間を過ごしてもらうためクラシックの生演奏によるコンサートを開催する。	公3	10月24日(火)	成増アクトホール	会員、一般区民	午前、午後ともに200名を募集 午前の部(1歳から3歳)は抽選を実施 午後の部(0歳)抽選なし 実施済み 午前195名 午後161名 参加
	5	地域社会貢献事業 いたばし産業見本市 リアル展示会とオンライン 展示会とのハイブリッド 開催 板橋製品技術大賞	ものづくりの板橋で開催する製造業のためのビジネス展示会。 会場展示会とオンライン展示会の開催を予定。 ビジネスセミナーを実施する。 板橋製品技術大賞受賞優秀賞(法人会賞)	公3	11月9日(木) ・10日(金)	植村記念加賀スポーツセンター(会場開催)・ オンライン展示会	会員、一般区民	優秀賞(板橋法人会賞) 株式会社 タニタ 「FRシリーズ」
	6	チャリティー コンサート事業 「音楽の絵本」	チャリティーを目的とした事業を開催。 「音楽の絵本」 12回目の実施。 10月18日から一般販売中(1500円)	公3	令和6年 1月13日(土)	板橋区立文化会館 大ホール	会員、一般区民	板橋区文化・国際交流財団と 共催協定書の取り交わしを行う。 板橋法人会会員へFAXによる 案内を実施(会員特別価格1000 円) 会員からのお申し込み 85席
	7	板橋Cityマラソン イベント協働事業	板橋Cityマラソンに協賛する。会場にブースを設置し、マラソン参加者へ法人会のPRを行う。	公3	令和6年 3月17日(日)	荒川河川敷	会員、一般	10月2日(月) 板橋区スポーツ振興課より協賛依頼あり コロナ前と同水準で開催
	8	地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業	赤塚溜池公園にて行われる赤塚梅まつりにて、法人会PR及び楽曲を提供する。	公3	令和6年2月 24日・25日	赤塚溜池公園	会員、一般区民	開催日の連絡あり
	9	支部・部会 社会貢献活動事業	支部(部会)において、社会貢献事業を実施。 地域社会と密接に関係している中小企業が、社会的責任を果たすため、地域社会で何が求められているのかを考え、貢献活動に取り組む事業。 会員企業の特徴、専門性を活かした事業など多岐にわたる事業を実施する。	公3	年間を通じて	支部単位で実施	会員、一般区民	第2支部 第5支部 第7支部 第4支部 第14支部 終了 第1支部(12月19日) 第12支部(11月19日) 青年部会(11月11日・12日) 女性部会(12月12日) 第16支部(令和6年1月21日)
	10	イベント配布用 ノベルティ作成	ノベルティを作成し、支部や本部の事業にて来場者へ配布しPRする。 けんたグッズ各種	公3	年間を通じて	各イベントによる	会員、一般区民	

令和5年度 子育て支援コンサート「音楽のおくりもの」(実績)

- 日 時 令和5年10月24日(火) 天候：晴れ
- ① 午前の部 1～3歳までの親子
※申込多数の為、抽選を実施。
受付 午前10:30～ 開演 午前11:00～11:40
- ② 午後の部 これから子育てされる方、0歳児の親子
受付 午後1:30～ 開演 午後2:00～2:40
- 場 所 成増アクトホール(成増3-11-3-405)
- 演 奏 者 中村 萌氏 他4名
ピアノ・ビオラ・チェロ・バイオリン2名
- 入 場 料 大人のみ500円
- 主 催 板橋区 子ども家庭部子ども政策課 / 公益社団法人板橋法人会
- 参加人数

令和元 年度	①1～3歳までの親子				②これから子育てされる方 0歳児の親子			
	申込		抽選後		申込		抽選なし	
区分	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども
申込数	186	171	125	118	95	76	95	76
合計	357		243		171		171	
当日 来場者	/		100	95	/		88	73
合計	/		195		/		161	

収 支 報 告

<収入の部>	実績	94,000 円
<hr/>		
内訳 大人入場料 500 円×188 名		94,000 円
<hr/>		
<支出の部> (公益会計事業費) 予算 231,000 円	実績	188,802 円
<hr/>		
内訳 通信運搬費 (入場券郵送)		15,288 円
消耗品費 (用紙)		2,238 円
印刷製本費 (プログラム印刷)		4,400 円
諸謝金 (演奏謝礼)		150,000 円
会議費 (お弁当・お茶代)		16,436 円
支払手数料		440 円
<hr/>		
	執行残	42,198 円

公益社団法人板橋法人会 加入増強報奨金支給規程の改正について

板橋法人会は、今後も組織の持続的な発展ができるよう会員増強を図り、組織基盤を確固たるものにする必要があります。

そのため、会員が率先して加入勧奨活動に取り組むことができるよう、令和3年度に、加入増強報奨金の支給制度や表彰制度について、「加入増強報奨金支給規程」として整備および改正し、明確化をすすめました。

しかしながら、基準を運用していく中で、表彰基準が高すぎるため、達成が困難とのご意見をいただいているため、規程の改正を図ります。

記

1. 表彰基準の改正理由

表彰基準が高すぎるため、達成が困難となっている。

2. 報奨金支給および表彰基準の変更案

変更案は以下のとおり。(変更箇所は赤字で記載)

加入勧奨実績に基づき支給および表彰を行う。

「正会員」を勧奨した場合……2ポイント

「賛助会員」を勧奨した場合…1ポイント

① 個人報奨金および表彰

「正会員」を勧奨した場合……1社につき5,000円支給

「賛助会員」を勧奨した場合…1社につき3,000円支給

加入勧奨実績の合計が5ポイント以上の場合、総会において表彰し、**副賞として10,000円を贈呈**。(現行は、副賞なし。)

② 支部報奨金および表彰

支部会員の加入勧奨実績の合計が**10ポイント以上**(現行は、20ポイント以上)の場合、100,000円を支給。

あわせて、総会において表彰。

3. 改正日

10月11日開催の正副会長会の承認を得て、令和5年4月1日から施行する。

公益社団法人板橋法人会 加入増強報奨金支給規程（変更案）

（令和3年5月10日一部改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人 板橋法人会（以下「法人会」という。）に所属する会員及び法人会の保険受託会社（以下「保険受託会社」という。）の加入勧奨活動を推進し、組織の持続的な発展に向けて会員増強を図ることを目的として定める。

（加入増強報奨金の種類）

第2条 加入増強報奨金（以下「報奨金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- （1）支部報奨金
- （2）個人報奨金
- （3）保険受託会社報奨金

（適用範囲）

第3条 前条に規定する支部報奨金及び個人報奨金は、法人会の支部若しくは会員による加入勧奨活動（以下「加入勧奨活動」という。）の実績に対して適用する。

2 前条に規定する保険受託会社報奨金は、次の各号に定める保険受託会社による加入勧奨活動の実績に対して適用する。

- （1）大同生命保険株式会社
- （2）AIG 損害保険株式会社
- （3）アフラック生命保険株式会社

（算定基準日及び期間）

第4条 報奨金の算定基準日は、当年3月31日とする。

2 報奨金の算定期間は、前年4月1日から当年3月末までとする。

（新規入会者）

第5条 本規定における新規入会者とは、当該算定期間において、加入勧奨活動により、新規に法人会に入会し、かつ、初年度の会費を納めた者をいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の新規入会者から除くものとする。

- （1）法人会に入会した実績があり、算定基準日から数え、過去5年以内に退会したもの。
- （2）法人会への入会を勧奨した会員（以下「紹介会員」という。）と、氏名、住所、電話番号、会費の請求先のいずれかが同一の場合。
- （3）算定基準日に法人会を退会していた場合。

(加入件数)

第 6 条 本規定における加入件数は、新規入会者一人につき 1 件とする。

(加入勧奨実績)

第 7 条 本規定における加入勧奨実績は、次のとおりとし、新規入会者の会員区分により付与するものとする。

会員区分	加入勧奨実績
正会員	2ポイント
賛助会員	1ポイント

第2章 支部報奨金

(支給基準)

第 8 条 当該支部に所属する紹介会員の算定期間における加入勧奨実績を合算し、その値が10ポイント以上のとき、該当の支部に支部報奨金を支給する。

(支部報奨金の額)

第 9 条 支部報奨金の額は、一律 100,000 円とする。

(支給方法)

第10条 支部報奨金は、第8条の支給基準に達した支部に対して支給し、支部名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特に支部長が希望する場合は、現金で支給することができる。

2 支部報奨金は、該当年度の通常総会終了後、速やかに支給する。

第3章 個人報奨金

(支給基準)

第11条 紹介会員には、算定期間における加入件数に応じて、個人報奨金を支給する。ただし、紹介会員に、会費の未納がある場合は、支給の対象としない。

(個人報奨金の額)

第12条 個人報奨金の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員として入会させたとき 1 件 5,000 円

(2) 賛助会員として入会させたとき 1 件 3,000 円

2 紹介会員に支給する個人報奨金は、前項で定める額に算定期間における加入件数を乗じた額とする。

(不支給)

第13条 紹介会員が、支給時に法人会を退会している場合は、個人報奨金を支給しないか、若しくは減額して支給する。

(支給方法)

第14条 個人報奨金は、紹介会員個人に対して支給し、会員名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特に本人が希望する場合は、現金で支給することができる。

2 個人報奨金は、該当年度の通常総会終了後、速やかに支給する。

第4章 保険受託会社報奨金

(支給基準)

第15条 保険受託会社には、算定期間における加入件数に応じて、保険受託会社報奨金を支給する。

(保険受託会社報奨金の額)

第16条 保険受託会社報奨金の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員として入会させたとき 1件 3,000円

(2) 賛助会員として入会させたとき 1件 1,000円

2 各保険受託会社に支給する保険受託会社報奨金は、前項で定める額に算定期間における各保険受託会社が紹介した加入件数を乗じた額とする。

(不支給)

第17条 保険受託会社が、保険受託会社報奨金の受取りを辞退した場合には、支給しないか、もしくは減額して支給する。

(支給方法)

第18条 保険受託会社報奨金は、各保険受託会社の代表者に対して支給し、銀行口座への振込を原則とする。ただし、対象の代表者が希望する場合は、現金で支給することができる。

2 保険受託会社報奨金は、該当年度の通常総会終了後、速やかに支給する。

第5章 表彰

(支部表彰)

第19条 支部報奨金の支給対象となった支部には、該当年度の通常総会において、感謝状を贈呈する。

(個人表彰)

第20条 加入勸奨実績が5ポイント以上の紹介会員には、該当年度の通常総会において、感謝状及び副賞を贈呈する。

2 個人表彰の副賞は、金 10,000 円とする。

(保険受託会社表彰)

第21条 保険受託会社報奨金の支給対象となった保険受託会社には、該当年度の通常総会において、感謝状を贈呈する。

(加入増強功労表彰)

第22条 第19条から第21条に規定するもののほか、加入勸奨活動に貢献し、その功績が顕著と会長が認めた個人若しくは団体には、該当年度の通常総会において、感謝状を贈呈する。なお、その功績が特に優れている場合には、功労金を支給することができる。

第6章 雑 則

(改廃)

第23条 この規程を改廃するときは、正副会長会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和3年5月10日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
この一部改正は、令和5年10月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会 意見交換会ケータリング業務委託
取引の相手方	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズさんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆
取引の金額	¥166,000- (消費税込み)
履行期間	令和5年9月29日から令和5年9月29日まで
履行場所	板橋区氷川町39番2号 板橋法人会館 3階会議室
委託の内容	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、設営、運搬、器材提供、人員手配)
適用	令和5年9月29日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したため、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会 第11回通常総会懇親会 ケータリング業務委託
取引の相手方	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズさんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆
取引の金額	¥900,000- (消費税込み)
履行期間	令和5年6月13日から令和5年6月13日まで
履行場所	板橋区大山東町51-1 板橋区立文化会館 大会議室
委託の内容	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、設営、運搬、器材提供、人員手配)
適用	令和5年9月29日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したため、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会 全体委員会 ケータリング業務委託
取引の相手方	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズさんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆
取引の金額	¥240,000- (消費税込み)
履行期間	令和5年6月27日から令和5年6月27日まで
履行場所	板橋区大山東町51-1 板橋区立文化会館 大会議室
委託の内容	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、設営、運搬、器材提供、人員手配)
適用	令和5年9月29日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したため、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

令和5年度板橋製品技術大賞 受賞企業一覧

受賞名	企業名	製品名	板橋法人会
最優秀賞	イワツキ株式会社	熱可塑性ギプス包帯「ルナキャスト」	会員企業
審査委員長賞	オクト産業株式会社	送迎用バスの置き去り防止安全装置「ヒロックボタン」	会員企業
優秀賞 (板橋産業連合会賞)	株式会社ルケオ	半導体ウエハ微小応力検査機の開発	会員企業
優秀賞 (東京商工会議所板橋支部賞)	株式会社清原光学	フィゾー型干渉計用6インチ参照球面原器	
優秀賞 (板橋法人会賞)	株式会社タニタ	加齢によるからだの衰えをトータルで評価し、その改善をサポート「FRシリーズ (FR-100L・FR-200L・FR-300L・TANITARING)」	会員企業
テーマ賞 (医療分野貢献賞)	株式会社Square Wheel	はさまないメガネ遮閉板	
テーマ賞 (SDGs賞)	ジクス株式会社	インライン品質検査装置インキングコントロールオプション	
審査委員賞	株式会社アスカエンジニアリング	プライズゲーム機「釣っちゃ王」	
審査委員賞	株式会社琳聡堂	新型S-CALL 3	
審査委員賞	あけび動作の学校株式会社	SYANTOリング	
審査委員賞	株式会社スリーケイ	靴の裏側に貼る滑り止めシート	
審査委員賞	Miaomada株式会社	DP-M1プロテインディスペンサー	
審査委員賞	ピタゴラスルリラボ	ピタゴラスルリ	
審査委員賞	恵友印刷株式会社	オリジナルイラストシール絵本「Petako (ペタコ)」	会員企業

優秀賞（板橋法人会賞）

基本情報

1 製品名	加齢によるからだの衰えをトータルで評価し、その改善をサポート「FRシリーズ(FR-100L・FR-200L・FR-300L・TANITARING)」		
2 企業名称	株式会社 タニタ		
3 代表者名	代表取締役社長 谷田 千里		
4 所在地	東京都板橋区前野町 1-14-2		
5 電話	03-3968-2111	6 FAX	03-3968-2110
7 URL	https://www.tanita.co.jp/		



1 会社概要

体組成計や活動量計などの健康計測機器の製造・販売、「タニタ食堂」をはじめとする健康サービスを提供する健康総合企業です。1959年に家庭用体重計の製造を開始し、1992年には世界初の乗るだけで体脂肪率を計測できる体脂肪計を開発。その後も人々の健康づくりをサポートする新たな指標を開発・商品化し、市場をリードしてきました。近年では、「健康をはかる」機器に加えて、さまざまな「健康をつくる」サービスを展開し、事業領域を広げています。

2 製品の説明

FRシリーズは、筋力計FR-100L、体組成計FR-200L、歩数計FR-300Lの3機種で構成。これらの機器で計測した生体情報や活動情報を専用のスマートフォン対応アプリ「TANITARING」に集約、解析することで、からだの衰えを見える化する新指標「健康総合判定」を表示し、改善に関するアドバイスも表示します。高齢者の身体的レイルを判断するためには、従来の体組成計で計測していた筋肉の量以外に、筋力や移動能力など日常生活に必要な運動機能を計測することが必要です。こうした身体機能に加え、疲労感などの精神・心理面や日常生活の活動性などの社会面、その他栄養の状態などを総合的に評価することも重要です。しかし、これまで身体的・精神的・社会的などを総合的にフィードバックできる商品はありませんでした。そこで、新指標「健康総合判定」を開発。さらに評価に合わせて具体的な栄養や運動に関するアドバイスと目標を提示することで、シニア世代の健康づくりをサポートできる仕組みにしました。

公益社団法人板橋法人会 区長及び議長に対する要望活動

1. 件 名 「令和6年度税制改正に関する提言」の要望活動
2. 実施日時 令和5年11月8日(水) 14時30分～(区議会議長)
14時20分 板橋区役所本庁舎1階ロビー集合
令和5年12月4日(月) 11時30分～(区長)
11時20分 板橋区役所本庁舎1階ロビー集合
3. 実施内容 区長及び議長に直接面会し、公益財団法人全国法人会総連合が取りまとめた「令和6年度税制改正に関する提言」を会長から手渡しします。
4. 出席者 板橋法人会 会長 森田 稔
副会長 武居 弘市(総務委員長)
副会長 奥積 賢一(事業研修税制委員長)
事務局長 甲斐 正弘
5. 参 考
 - (1) 公益財団法人全国法人会総連合(全法連)
法人会は、税務署の管轄区域ごと全国各地に440の単位法人会があり、板橋法人会はこの単位法人会にあたります。
そして、県単位の連合体として41都道県連が組織されており、さらに、法人会の全国組織として全国法人会総連合があります。
 - (2) 提言内容
公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。
 - (3) 要望活動
この要望活動は、全国の法人会で行われています。
なお、昨年度は、11月14日(月)の午後と12月2日(金)の午前に行っています。

〒173-0013 板橋区氷川町39番2号
公益社団法人板橋法人会事務局 担当 甲斐
電話 03-3964-1413
Fax 03-3964-2255

2024 板橋 City マラソン開催に伴うご協賛のお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろから、板橋 City マラソンへ多大なるご協力を賜り深く感謝申し上げます。

このたび、2024 板橋 City マラソンを令和6年3月17日(日)に開催することとなりました。

つきましては、貴社のご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年10月2日

(公社) 板橋法人会 様

板橋 City マラソン実行委員会

会 長 板橋区長 坂 本 健

副会長 国土交通省荒川下流河川事務所長

出 口 桂 輔

副会長 (公財) 東京陸上競技協会理事長

下 山 良 成

(お問合せ先) 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

板橋 City マラソン実行委員会事務局

(板橋区区民文化部スポーツ振興課内)

担当 山内・森・瀬戸

電話 03-3579-2654

FAX 03-3579-2046

e-mail i-c-m@city.itabashi.tokyo.jp

2024 板橋 City マラソンご協賛企業・団体のみなさまへ

ご協賛に伴う手続きについて

1 協賛申込書のご提出

「協賛申込書」を事務局宛にお送りください。

2 協賛金のお振込 (※金銭によるご協賛企業・団体様のみ)

<協賛金振込口座>

みずほ銀行 板橋支店 普通預金 1538984

板橋 City マラソン実行委員会

事務局長 田中 一誉 (タナカ カズタカ)

※お振込みの手数料等は、協賛者様でご負担くださいますようお願いいたします。

また、請求書が必要な場合は発行いたしますので、ご連絡ください。

お振込期限 令和6年1月31日(水)までにお願いいたします。

3 大会公式ホームページ上の広告掲載について

大会公式ホームページ上にご協賛企業・団体様のバナーを掲載し、リンク設定を行うことができます。

※詳細については裏面をご参照ください。

4 お問合せ・ご連絡先

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

板橋 City マラソン実行委員会事務局 (板橋区区民文化部スポーツ振興課内)

担当：山内・森・瀬戸

TEL：03-3579-2654 FAX：03-3579-2046

E-mail：i-c-m@city.itabashi.tokyo.jp

板橋 City マラソン 大会公式ホームページ広告掲載について

1 大会公式ホームページ

U R L : <https://i-c-m.jp/>

公開期間：令和6年8月末まで（予定）

2 バナー掲載手順

(1) ロゴデータ、リンク先 URL 等を事務局にご提供ください。

※前回と変更がない場合、その旨をご連絡ください。

(2) 表示したバナーをクリックすることで紹介ページを閲覧できるように設定します。

※リンク設定を希望しない場合はロゴの表示のみとなります。

3 バナー掲載例

主催

板橋区 | Commit our Future Toward SDGs HACHIOJI CITY | 板橋市 | 読売新聞

特別協賛

TANITA 1本満足バー

協賛・協力

ONWARD オンワード商事 株式会社 | 公式写真サービス | いたばし健康家族企業会 | 三和キャッツ | AsahiKASEI 旭化成ゾールメディカル | Sweets Marathon | TOKYO SOFT SPORTS

協賛・協力

LNTEC リフテック株式会社 | J:COM | 梅で健康のまち 和歌山県みなべ町 | CATERPY

MS&AD 三井住友海上 | Otsuka 大塚製薬株式会社 | 板橋センターホテル HANASHI CENTER HOTEL | BEQCES | 公益社団法人 板橋法人会 | JA東京あおば | 有限おばら事務所 | 東京ゴルフ倶楽部 戸田橋ゴルフ練習場

シンティ | 株式会社 三協工芸社 | Toyota Mobility Tokyo | 鈴木運輸株式会社 | 板橋市場協会 | MISHIN | TOKYO GAS | 一般社団法人 板橋産業連合会

豊島運送株式会社 | (株)大塚製薬工場 | 豊島運送株式会社 | シモジヤ | pal+system パルシステム東京 | 南関東ふそう 板橋支店 | 山形製菓株式会社 | 東洋興業(株)

板橋区 町会連合会 | 太盛運輸株式会社 | 板橋区 しんぎん協議会 | ライフ | 東京都トラック協会板橋支部 | 徳丸運輸倉庫 | 板橋区 シルバー人材センター | Re-So

公益社団法人板橋法人会 執行状況調書 【令和5年度】

【単位：円】

項目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	執行残	執行率	
収入	会費	32,800,000	30,663,800	30,989,100	0	0	1,810,900	94.48%	
	事業収益	49,572,000	8,221,851	16,947,378	0	0	32,624,622	34.19%	
	補助金	26,659,300	6,863,300	14,702,300	0	0	11,957,000	55.15%	
	部会費	2,730,000	2,397,000	2,391,000	0	0	339,000	87.58%	
	雑収益・運用益	2,250,900	668,951	1,100,824	0	0	1,150,076	48.91%	
	繰越金	44,985,259	44,985,259	44,985,259	0	0	0	100.00%	
	【経常収入の計】	158,997,459	93,800,161	111,115,861	0	0	47,881,598	69.89%	
	資産	備品購入費繰入	0	0	0	0	0	0	0.00%
① 【収入の計】		158,997,459	93,800,161	111,115,861	0	0	47,881,598	69.89%	
支出	② 公益目的事業会計	69,654,141	11,056,247	20,729,344	0	0	48,924,797	29.76%	
	収益事業等会計	32,687,091	3,164,697	5,687,045	0	0	27,000,046	17.40%	
	法人会計	17,367,173	5,135,893	8,034,738	0	0	9,332,435	46.26%	
	支部・部会仮払金		12,435,625	14,951,425	0				※法人会計及び仮払金は、年度末に、事業実績に基づき、各会計間の割振りを調整
	③ 【経常費用の計】	119,708,405	31,792,462	49,402,552	0	0	70,305,853	41.27%	
	資産	備品購入等	0	0	0	0	0	0	0.00%
	資産積み増し	15,000,000	0	0	0	0	15,000,000	0.00%	
④ 【支出の計】		134,708,405	31,792,462	49,402,552	0	0	85,305,853	36.67%	
⑤ 差引残（①-④）		24,289,054	62,007,699	61,713,309	0	0			
⑥ 流動負債、減価償却費等									
⑦ 遊休財産該当資産		51,239,496	0	0	0	0			
⑧ 遊休財産額（⑤+⑥+⑦）		75,528,550	62,007,699	61,713,309	0	0			

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。

公益事業比率	58.19%	34.78%	41.96%	#DIV/O!	#DIV/O!	②公益目的事業会計 / ③経常費用の計
--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	69,654,141	11,056,247	20,729,344	0	0	②公益目的事業会計の額
遊休財産額	75,528,550	62,007,699	61,713,309	0	0	⑧遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	△ 5,874,409	△ 50,951,452	△ 40,983,965	0	0	⑧-②の額 【△は超過状態】

納税表彰式・祝賀会出欠

資料 1 5
令和5年11月16日
常任理事会資料

	法人会役職	支部・部会	氏名	表彰式	祝賀会	備考
1	会長		森田 稔	出席	出席	
2	副会長		武居 弘市	出席	出席	
3	副会長		姫野 祐子	欠	欠	
4	副会長		瓜生 一仁	出席	出席	
5	副会長		山上 吉弘	出席	出席	
6	副会長		奥積 賢一	出席	出席	
7	常任理事		須藤 康司	出席	出席	
8	常任理事		吉田 博之	欠	欠	
9	常任理事		高津 将弘	欠	欠	
10	常任理事	青年部会長	坂口 悦雄	出席	出席	
11	常任理事	女性部会長	松坂 美帆	出席	出席	
12	理事	第1支部長	萩原 利光	出席	出席	間税会から出席
13	理事	第2支部長	松島 吾	出席	出席	
14	理事	第3支部長	増淵 千人	出席	出席	
15	理事	第4支部長	浅川 文夫	出席	出席	
16	理事	第5支部長	横田 省造	欠	欠	
17	理事	第6支部長	篠 連一郎	出席	出席	
18	理事	第7支部長	高橋 祐治	出席	出席	
19	理事	第8支部長	山本 厚	欠	欠	
20	理事	第9支部長	品川 聖一			
21	理事	第10支部長	榊原 雅隆	欠	欠	
22	理事	第11支部長	鈴木 浩実	欠	欠	
23	理事	第12支部長	江口 秀明	欠	欠	
24	理事	第13支部長	柴 健一	欠	欠	
25	理事	第14支部長	内田 英雄			
26	理事	第15支部長	榎本 新吾	欠	欠	
27	理事	第16支部長	伊藤 朋弘	欠	欠	
28	理事	第17支部長	金子 文	欠	欠	
29	理事		伊澤 英一	出席	出席	
30	理事		片岡 耕一			
31	理事		深川 由美	出席	出席	
32	理事		野崎 益子	出席	出席	
33	理事	源泉部会長	長谷川 昌	欠	欠	
34	監事		平澤 勇彦	出席	出席	
35	監事		三原 寿太郎	出席	出席	
36	監事		関根 勝臣	欠	欠	
37	監事		浦田 秀明	出席	出席	
38	監事		坂口 武雄	欠	出席	
39	顧問		荒井 宏二	欠	欠	
40	顧問		外勢 直樹	欠	欠	
41	顧問		平野 慎治	出席	出席	
42	相談役		高田 修	欠	出席	
43	相談役		青木 弘光	欠	欠	
44	相談役		伊澤 英之	欠	欠	
45	相談役		高野 峯雄			
46	相談役		三枝 節夫	出席	出席	
47	相談役		中村 一雄	欠	欠	
48	相談役		内田 照男	欠	欠	
49	相談役		長谷川 孝一	出席	欠	別団体から出席
50	相談役		吉川 孝	欠	欠	
51	参与		田中 延治			
52	参与		林 孝司	欠	欠	
53	参与		小原 寛	欠	欠	
54	参与		山口 則保	欠	欠	
55	参与		植田 康嗣			
56	参与		荒木 秀幸	欠	欠	
57	参与		船橋 昌子	出席	欠	

	表彰式	祝賀会
出席	24	24
欠	27	27
不明	6	6
合計	57	57

■中核事業の復旧に必要な資料の概要【進捗】

項目	ダミーデータ No	チェック	資料名	入手先	何のために使う資料か？	BCP文書として必要な記載内容 ※更新が必要な資料は、作成年月日と作成部署名を記入する ※原資料の保管場所と非常時の持出し方法について確認しておく	備考
全般	0	✓	社是、社訓、企業理念等	総務部門	・企業の社会的な役割を表し、これに基づき中核事業を展開 ・最悪の状況下で創業の理念に立ち返る	—	全法連データベースから転用
	1	✓	会社案内パンフレット	総務部門	・新規仕入先・同業者への支援依頼 ・金融機関等からの融資申し込み時の基礎資料	・会社名、所在地、電話番号、FAX番号 ・設立、資本金、従業員数 ・代表者名、役員名 ・沿革、事業内容、事業拠点 ・主要取引先、取引金融機関 ・営業許可、外部認証、取得特許等	板橋法人会マニュアルから転用 許認可・労働保険事務組合許可通知書
人的資源	2	✓	従業員連絡先一覧	人事部門	・従業員の安否確認 ・出社要請	・氏名(フリガナ) ・住所 ・自宅電話番号 ・携帯電話番号 ・携帯メールアドレス ※複数の連絡手段が記載されていることが望ましい。	ダミーデータの書式により作成
	3	✓	パート、アルバイト一覧	人事部門	・パート、アルバイトの安否確認 ・中核事業復旧のための応援要請	・氏名(フリガナ) ・住所 ・自宅電話番号 ・携帯電話番号 ・携帯メールアドレス ※複数の連絡手段が記載されていることが望ましい。	パート、アルバイトは居ない
	4	✓	従業員台帳人事調査	人事部門	・従業員及び家族の安否確認	・氏名(フリガナ) ・住所/電話番号 ・生年月日 ・家族情報(氏名、続柄、住所、電話番号) ※複数の連絡手段が記載されていることが望ましい。	作成した従業員連絡先一覧に記載内容を追加して作成
	5	✓	退職者リスト	人事部門	・中核事業復旧のための応援要請	従業員台帳に同じ ※従業員台帳を転用するかたちで可	作成した従業員台帳と同様の形式で作成
	6	不要	原材料・資機材調達先リスト ※調達先が被災することも想定して、リスト改定時に予備の調達先もリストに加えておきましょう。	調達部門	・仕入先への情報提供 ・中核事業の復旧に必要な原材料及び資機材等の調達	・原材料名、資機材名(仕様、型番等) ・会社名、営業所名 ・連絡先窓口(部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス) ・納入経路、納入手段 ※納品が物流会社経由の場合は、物流会社の窓口(部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス)も	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
生産	7	不要	各機械の設計図書	生産部門	・機械が壊れた時等の修理/再調達 (※7.8.9を機械毎にまとめる)	・設計・製造図面 ・自社用にカスタマイズした部分の設計・製造図面	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
	8	不要	各機械の仕様書	生産部門	・機械が壊れた時等の修理/再調達 (※7.8.9を機械毎にまとめる)	・製品カタログ ・メーカー名 ・機種・型式、型番、製造年月日 ・自社用にカスタマイズした仕様	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
	9	不要	各機械の取扱説明書	生産部門	・機械を復旧させるための操作手順の確認 (※7.8.9を機械毎にまとめる)	・取り扱い手順 ・取扱い時の留意事項	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
	10	不要	各機械のメーカー修理窓口	生産部門	・機械が壊れた時等の修理/再調達	・機械名 ・メーカー名、販売代理店名 ・保守窓口(部署、氏名、電話番号)	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
	11	不要	生産機械等の現状写真	生産部門	・生産機械等の設置状況をビジュアルに把握しておくことで、機械を復旧するときの手助けとする	・設置写真 ※複数の角度から撮影する。スナップ写真で可。 ・接続周辺装置写真、接続配管の写真 ・空調機の吹き出し位置の写真 ・撮影年月日	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
	12	不要	代替生産先との契約書	生産部門	・自社生産ができない場合の代替生産委託	・提供できる製品/サービス ・代替生産を委託する契約条件(数量、納期、委託額、受け渡し方法等) ※事前に代替生産先との相互協力の話しておく	10/6中小企業診断士との打合せにより不要となった
	13	✓	同業者リスト	生産部門	・自社生産ができない場合の代替生産委託	・提供できる製品/サービス ・会社名 ・電話番号 ※業界団体の名簿等のコピーで代用可	都道府県法人会連合会名簿と東法連の各単位会名簿を転載
販売	14	✓	得意先(販売先・納入先)リスト	営業部門	・得意先との非常時のコミュニケーション ・得意先への応援要請	・得意先名 ・連絡先窓口(部署、担当、電話番号、FAX番号、メールアドレス) ・納入製品名、年間取引高	法人会会員名簿を使用
	15	✓	得意先等との契約書	営業部門	・取引条件の確認 ※不可抗力(自然災害等時)条項の有無 ※売掛債権の回収	・基本契約、個別契約等の条件 ・不可抗力時の条件 ・決済条件(決済方法、支払サイト等)	法人会の会則(定款)・入会規程(入会及び退会規程)を使用

項目	データ No	チェック	資料名	入手先	何のために使う資料か？	BCP文書として必要な記載内容 ※更新が必要な資料は、作成年月日と作成部署名を記入する ※原資料の保管場所と非常時の持出し方法について確認しておく	備考
建物・設備	16	✓	竣工図等設計図書	総務部門	・建物や設備が損壊した場合の修理	・建築関係図面(各階平面図、立面図、断面図、各階梁伏図 他) ・電気関係図面(外構図、単線結線図、幹線系統図、コンセント設備図、電灯設備図、防災設備系統図 他) ・空調関係図面(ダクト系統図、機器表 他) ・給排水衛生設備図(配管系統図、各階平面図、トイレ詳細図 他)など	板橋法人会 会館 新築工事 原設計図からコピー
	17	✓	設備機器の仕様書	総務部門	・設備や配管が損壊した場合の修理 (※17,18を設備機器毎にまとめる)	・電気設備 ・空調設備、換気設備、ボイラー(熱源)設備 ・給水設備、排水設備 ・搬送設備(エレベータ等)、駐車場設備 ・防災設備、防犯設備 ・監視制御設備、放送・通信設備 など	作成済
	18	✓	設備機器の取扱説明書	総務部門	・設備や配管が損壊した場合の修理 (※17,18を設備機器毎にまとめる)	・取り扱い手順 ・取扱い時の留意事項	作成済
	19	✓	ゼネコン、サブコン、保守管理者等の窓口	総務部門	・建物や設備が損壊した場合の修理	・設備機器名 ・メーカー名、販売代理店名 ・連絡先窓口(部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス) ※担当窓口の名刺のコピーで可 ※電話会社、電力会社、ガス会社、水道事業者、警備会社、建物所有者等の連絡先も把握しておく。	作成済
	20	✓	現状写真	総務部門	・施設建物の屋内外をビジュアルに把握しておくことで、建物を復旧するときの手助けとする	・工場、執務室等の室内写真、設備諸室の写真、ダクト・配管の写真 ※複数の角度から日付入りで撮影する。スナップ写真で可。 ・写真の説明(撮影場所、何を写したか等)	作成済
	21		災害用備蓄品一覧	総務部門	・二次災害防止用 ・負傷者が出た場合の応急手当用 ・帰宅困難者用(顧客、社員、近隣住民等) ・会社に寝泊まりして復旧する場合の備蓄	・備蓄品名 ・備蓄数量 ・備蓄年月日 ・備蓄制限(食料、水等の場合) ・備蓄場所	作成中
資金調達	22	✓	預金通帳(入出金明細)の写し	財務部門	・被災時の資金繰りの目安の確認 ・手元資金の確保	・口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、預金者名義) ・過去1年程度の入出金明細 ※必要あれば定期的入金先・支払先情報を補記	メイン口座金融機関 東京信用金庫 みずほ銀行
	23	✓	直近3期分の決算書	財務部門	・復旧費用の調達 ※金融機関等からの借入用	・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細表	直近3期分の総会議案書を使用
	24	✓	預金証書の写し	財務部門	・復旧費用の調達 ※金融機関等からの借入用	・口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、預金者名義) ・預金残高	
	25	✓	不動産登記簿権利証	総務部門	・復旧費用の調達 ※金融機関等からの借入用	※所定の書式による	平成11年6月23日付
	26	✓	土地、建物の登記簿謄本	総務部門	・復旧費用の調達 ※金融機関等からの借入用	※所定の書式による	平成26年7月8日付
	27	✓	会社の登記簿謄本	総務部門	・復旧費用の調達 ※金融機関等からの借入用	※所定の書式による	令和5年10月2日取得
	28	✓	印鑑証明書	総務部門	・復旧費用の調達 ※金融機関等からの借入用 ※可能であれば発行後3か月以内のもの	※所定の書式による	令和4年4月4日取得
	29	✓	損害保険契約書	総務部門	・保険契約の内容確認 ・保険金の請求	・保険会社名、保険のタイプ、保険証番号、保険金額、免責金額、補償内容 ・代理店名、営業所名 ・連絡先窓口(部署、担当、電話番号、FAX番号、メールアドレス) ※名刺のコピーで代用可	とうきょう共済 共済契約証書 令和4年12月12日締結
IT関連	30	✓	PC、ソフトウェアのバックアップ情報一覧	情報部門	・情報システム、IT資源の復旧 ※重要なデータやソフトを定期的にバックアップし、リストを整備しておく。(詳細下記ご参照)	・バックアップの頻度、記録媒体、保管場所 ・バックアップの責任者(部署、氏名)、復旧手順を知っている者 ・ファイル名、ファイル形式、アクセスキー(ID、パスワード等) ※管理者権限のID、パスワードがある場合はそれを記載する(ただし、情報セキュリティに注意) ・使用する機器、媒体、社内業務 ・コールセンター名、電話番号	現存の情報機器管理簿を使用
	31	✓	複合機、印刷機器各機械のメーカー修理窓口	情報部門	・機械が壊れた時等の修理/再調達	・機械名 ・メーカー名、販売代理店名 ・保守窓口(部署、氏名、電話番号)	作成済

2023.11.02

BCP策定上法人会として会員に対してどのようなサービスを実施していくか

3回にわたる産業振興公社指導のBCP文書作成に関しては、ほぼ完成いたしましたが高橋理事より、板橋法人会は一般企業とは異なり、会員サービスの点で、下記につき明確な方針・ルールを設定することが重要である、との指摘を受けております。

つきましては、正副会長会で方針・ルールについて協議の上設定いただきたくお願いするものです。

【会員サービスとしてのメニューの作成】

■災害時に被災した会員に対して救済サービスをどのように実施していくか？

対応をするためには規程を作成する必要がある。

(現在規程上は職員就業規則15条に会館の保全のために職員を動員する条項があるのみ)

例えば、災害対策本部(本部長を会長、副本部長を事務局長のように役割を決めて災害に備える。)を設立して対応する。

職員が対応しきれない被災企業対応については、役員で被災していない者を動員するなど規定が無いと即座に動けない。また、災害訓練についても定期的な実施が必要。

■安否確認については範囲をどこまでにするか？(基本は本部役員でよいと思われる)

提携サービス会社(セコム等)選定が必要。年に何回か訓練を実施する必要あり。また、個人情報提出の念書取得が必要になる。

■被災企業へのフォローアップが必要

復興に関する情報提供(HP,掲示板)申請サービスへの補助、復興までの執務の場所提供。(会館会議室、同業他社による場所提供、また関連業者とのマッチングにより被災企業を助けることも肝要)

法人会として、災害に対しては自社で対応するべきと突き放すのか、徹底的にフォローするのか、あるいはどこまでは対応し、それ以上は対応しないなど、何らかの線引きをするなど明確なルールの作成が必須。

【文書更新等について】

今回作成したBCP書類のコピーを保管する場所を決めて欲しい(会長宅、事務局長宅など)。定期的な見直しの規定を定めて欲しい。総会後の7月末あたりがベストか。

以上

発信者 東京税理士会 綱紀監察部 部長 鳴島 和昭

にせ税理士排除文等の市区町村及び都主税局の広報紙等への掲載方依頼について（写）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当部事業に対し多大のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて本会では、にせ税理士等排除の監察活動の一環として、別添のとおり市区町村、

都主税局及び都税事務所等に記事掲載方協力の依頼をしております。

つきましては、貴支部におかれましても無料税務相談の案内等に併せ、市区町村及び
都税事務所等の広報担当者に直接掲載方をご依頼下されば一層効果的と思われま

すので、対応方につきお願い申し上げます。

なお、同一区内に複数支部がある場合には、関係支部間で調整するなどについてご留意
下さい。

また、地域内における法人会等、税務協力団体の広報紙及び町内会等の自治組織内回覧
(板)等への広報にも、貴支部から掲載方依頼をして下さるよう併せてお願いいたします。



東 税 第 476 号
令和 5 年 1 1 月 1 0 日

市区町村広報御担当者 各位

東京税理士会
会長 足達 信一

広報紙等への記事掲載方について（お願い）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会事業に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、所得税の確定申告期が近づきますと、税理士法で禁止されているにも拘わらず、税理士資格の無い者（いわゆる「にせ税理士」又は「にせ税理士法人」）が、税務代理、税務書類の作成又は税務相談を行い、納税者に不測の損害を与えるおそれがあります。

本会では、これらの予防及び排除活動を行っていますが、違反者は後を絶たないのが現状であります。

つきましては、上記趣旨をご理解の上、貴団体において発行される広報紙等にその注意喚起の一環として、下記の内容を翌年1月～2月に掲載していただきたく特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、本会では税理士制度及び税理士業務について、広く一般に知っていただくため、ホームページを開設しておりますので、そのURLの掲載方についても併せてお願い申し上げます。

記

◇掲載文（案）

確定申告はお早めに。

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者（納税者）が不測の損害を被るおそれもあります。

「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

—東京税理士会—

・ URL <https://www.tokyozeirishikai.or.jp>

[別添資料]

- ・ 税理士法（抄）
- ・ リーフレット「What's 税理士」

※本状に関する問合せ等は、本会事務局綱紀監察課（TEL 03-3356-4476 / FAX 03-3356-4469）までご連絡ください。

税 理 士 法 (抄)

(税理士の使命)

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士の業務)

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の4第2項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前2項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第48条の2に規定する税理士法人をいう。次章、第4章及び第5章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

第2条の2 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

(税理士業務の制限)

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

(名称の使用制限)

第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

4 前3項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会对し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの

二 第37条の2（第48条の16において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第38条（第50条第2項において準用する場合を含む。）又は第54条の規定に違反した者

四 第52条の規定に違反した者

2 前項第3号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

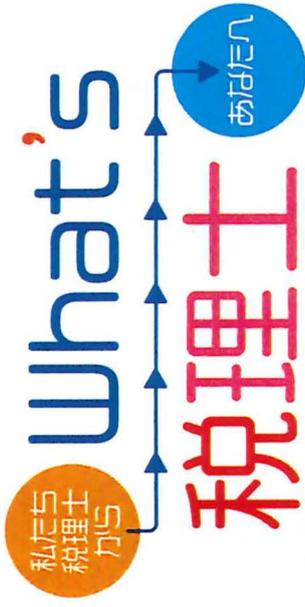
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第53条第1項の規定に違反した者

二 第53条第2項の規定に違反した者

三 第53条第3項の規定に違反した者

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条、第59条第1項第2号（第48条の16において準用する第37条の2に係る部分に限る。）若しくは第4号、第60条第3号（第48条の20第1項に係る部分に限る。）、第61条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。



©税理士会広報キャラクター
「にちせいくん」

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941
<https://www.nichizeiren.or.jp>

これからの 時代を担うあなたへ

税理士は税と会計の専門家
社会貢献度の高い職業です

税理士だけが法律により

税金に関する業務を行うことができます。

中小企業の成長発展をサポートし、多くの企業
経営者の良きパートナーとして信頼され、ともに
成長できます。

多様な働き方ができるため、自分のペースで仕事の
コントロールがしやすく、家事・育児・介護を抱えて
いても長く続けられる職業です。

日本の会社の約9割に税理士が関与しています。

独立・開業以外にも、税理士としての知識と経験を
活かして、一般企業内で、経営者の右腕となって
活躍することもできます。

相続・贈与・事業承継等、人生の重要な場面に携わり、
長期的にサポートできるともやりがいのある
職業です。

税理士になるには…

税理士登録

5科目合格かつ
2年以上の実務経験

- 1科目ずつのチャレンジが可能です!
(合格科目は生涯有効)

試験科目

- | | |
|-----------|---------------|
| 必修 | 選択必修 |
| ● 簿記論 | ● 所得税法 |
| ● 財務諸表論 | ● 法人税法 |
| | 選択 |
| ● 相続税法 | ● 消費税法 or 酒税法 |
| ● 国税徴収法 | ● 住民税 or 事業税 |
| ● 固定資産税 | |

令和5年から受験資格要件が緩和されました!

税理士になる方法について
もっとくわしく知りたい方は…

日本税理士会連合会

検索



税理士を目指す

税理士は一人の仕事をしていません

税理士は、税金に関わる暮らしのパートナー



企業や個人を専門家としてサポートしています



税理士とは

あなたが税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。



こんな時には相談を…

- 土地や家を買ったとき
- 個人で事業を始めたとき
- 会社を設立したとき
- お金や財産をもらったとき
- 相続が発生したとき

- 所得税・法人税・消費税・相続税等の申告書類の作成
- 届出書・申請書等の作成

- e-Taxの代理送信
- 税務調査立ち会い

あなたに代わって税金の計算をして、税務署などに提出する書類を作成します。

あなたに代わって、確定申告、税務署との各種対応を行います。

身近な税理士だからこそ、知識を活かしたより良い提案・サポートができます。

経営相談(コンサルタント)

- 事業計画の作成
- 資金繰り相談、銀行対応
- 給付金、支援金等の受給に関する相談、支援
- その他経営に関する相談対応

会計の専門家

- 事業の成長のために必要な財務諸表の作成や、会計帳簿の作成指導・記帳業務のサポート

企業の経理責任者

- 税理士としての知識と経験を活かして企業の経理責任者として活躍

外部監査人・登録政治資金監査人

- 都道府県や市町村における税金の用途などのチェックや国会議員の政治資金監査

相続・事業承継に関する相談

- 相続税のシミュレーション
 - 将来の相続に向けた対策
 - 次世代への会社引き継ぎサポート
- 成年後見人

- 判断能力が不十分である方の財産や権利を保護するための代理人



令和5年10月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	13,126
(2)前月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,126
(3)増加数	16
(4)減少数	9
(5)差 引	7
(6)当月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,133
(7)加入率	31.5%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,776
②正会員以外の会員数(法人)	175
③正会員以外の会員数(個人)	182
合計・・・(①+②+③)	4,133

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組合員数	263	
増加数	新規入会	0
	既存会員	0
減少数	1	
当月総組合員数	262	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸 奨	16
	② 転 入	0
	③ 不明他(再入会)	0
(3)合計・・・(①+②+③)	16	

(3)における会員種別増加数

①正会員の増加数	8
②正会員以外の会員(法人)の増加数	7
③正会員以外の会員(個人)の増加数	1
合計・・・(①+②+③)	16

減少数内訳	① 転 出	0
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	5
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	⑤ 脱 会	(イ)メリットなし
(ロ)営業不振		0
(ハ)零 細		1
(ニ)不明他		0
小 計	4	
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)	9	